

令和2年度 西知多医療厚生組合 人事行政の運営状況

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任免の状況

採用(人)	72
退職(人)	57

2 職員数(令和3年4月1日現在)

(1) 職種別職員数

職種	職員数(人)	構成比(%)
一般行政職	70	9.3
医師、歯科医師職	81	10.8
薬剤師、医療技術職	134	17.8
看護、保健職	462	61.4
技能労務職	6	0.7
計	753	100.0

(2) 再任用職員数

職種	職員数(人)
一般行政職	1
医療職	20
技能労務職	2

II 職員の給与の状況

1 人件費の状況(令和2年度普通会計決算)

歳出(千円)A	実質収支(千円)	人件費(千円)B	人件費率(%)B/A
2,716,165	246,771	231,313	8.5

(注) 決算額は地方財政状況調査の分析によるものです。

人件費には特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況(令和2年度普通会計決算)

職員数(人)	給与費(千円)			1人当たり給与費(千円)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	
28	100,043	32,210	44,105	6,299

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員手当の状況

(1) 原則として毎月決まって支給されるもの

管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当

(2) 一定の時期に支給されるもの

期末手当、勤勉手当、退職手当

(3) 勤務した実績に応じて支給されるもの

休日勤務手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当(不快手当、危険手当、技術手当)、管理職員特別勤務手当

(4) 支給状況 (令和2年度普通会計決算)

区分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
支給額(千円)	6,356	1,840	10,822	1,443	2,613	8,554
区分	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当	管理職員特別勤務手当	退職手当
支給額(千円)	142	25,387	18,718	440	0	0

4 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(令和3年4月1日現在)

職種	平均給料月額(百円)	平均給与月額(百円)	平均年齢(歳)
一般行政職	2,980	4,134	41.9
医師、歯科医師職	4,787	11,662	44.5
薬剤師、医療技術職	2,928	4,125	41.4
看護、保健職	2,807	4,026	36.6
技能労務職	2,615	3,175	58.0

(注) 再任用短時間勤務職員を含みません。

5 特別職の報酬の状況 (令和3年4月1日現在)

職名	報酬の年額(円)
議長・副議長・議員	39,000

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間、休暇等の制度について

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場等を除く一般的な職場）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 日 数
年次休暇	1年度につき20日
出産	産前8週間、産後8週間
育児時間	1日2回、各30分以内
育児参加	出産予定日前6週間から出産後8週間の間で5日以内
子の看護	1年度につき5日(2人以上の場合については10日)以内
短期介護	1年度につき5日(2人以上の場合については10日)以内
忌引	親族の区分により1日～10日
父母の祭日	1日
結婚	7日以内
選挙権行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	1年度につき5日以内
住居滅失等	7日以内
交通遮断	必要と認められる期間
永年勤続	20年勤続2日以内、30年勤続3日以内
妻の出産補助	2日以内
夏季休暇	5日以内

(3) 育児休業等取得者数（令和2年度新規取得者数）

区 分	男性(人)	女性(人)
育児休業をした職員数	1	20
部分休業をした職員数	0	1
育児短時間勤務をした職員数	0	9

IV 職員の分限及び懲戒の状況

1 分限処分者数

分限処分とは、心身の故障等の一定の事由により、職員がその職務を果たすことができなくなった場合に行う処分で、降任、免職、休職、降給があります。

降任(人)	免職(人)	休職(人)	降給(人)
0	0	12	0

2 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員に法令違反等の一定の義務違反があった場合に制裁的に行う処分で、戒告、減給、停職、免職があります。

戒告(人)	減給(人)	停職(人)	免職(人)
0	0	0	0

V 職員のサービスの状況

1 地方公務員法における服務

服務とは、職務を遂行するに当たって、職員が守るべき義務ないし規律を意味しており、地方公務員法第30条で、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定め、職員のサービスの根本基準を明らかにしています。そして、同法では職員の服務について以下のとおり各種の義務・規律を定めています。

(1) 職務上の義務

- ア サービスの宣誓
- イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ウ 職務に専念する義務

(2) 身分上の義務

- ア 信用失墜行為の禁止
- イ 秘密を守る義務
- ウ 政治的行為の制限
- エ 争議行為等の禁止
- オ 営利企業等の従事制限

2 サービスの状況

西知多医療厚生組合では、職員のサービスについて「西知多医療厚生組合職員のサービスの宣誓に関する条例」、「西知多医療厚生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」、「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例」等を定め、職員のサービス規律の確保に努めています。

3 営利企業等への従事許可の状況（令和2年度新規件数）

区 分	件数(件)
(1) 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねるもの	0
(2) 自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0
(3) (1)(2)を除き報酬を得て事業又は事務に従事するもの	3

VI 職員の研修等の状況

1 職員の主な研修実績

研 修 等 名	人数(人)
専門研修（法制執務研修等）	33
医師関係学会	57
医師関係研修会	19
臨床研修医院外研修	3
看護関係学会	12
看護関係研修会	207
認定看護師関係研修会	2
薬剤関係学会	7
薬剤関係研修会	4

臨床検査関係学会	9
臨床検査関係研修会	3
診療放射線関係学会	2
診療放射線関係研修会	6
リハビリテーション関係学会	3
臨床工学関係学会	7
臨床工学関係研修会	2
病院事務関係研修会	5

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の福利厚生制度

福利厚生事業は、共済組合制度のように法律で定められている事業と、職員互助会など、事業主として実施している法定外の事業とに分けられます。

(1) 愛知県市町村職員共済組合

愛知県市町村職員共済組合は、組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的に、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3つを柱とする事業を行っています。各事業に要する経費は、組合員と地方公共団体が負担しています。

ア 負担金の状況

区 分	執行額(円)	一人当たり負担額(円)
共済組合負担金	907,066,657	1,240,857

(注) 再任用短時間勤務職員は加入しません。

(2) 職員互助会

職員互助会は、組合の職員の相互共済及び福利増進を図るための団体で文化、教養、体育等の事業を行っています。

財源には、職員の会費と組合の補助金を充てています。

ア 補助金の状況

区 分	交付額(円)	一人当たり補助額(円)
職員福利厚生補助金	6,991,793	9,261

(3) 安全衛生管理

ア 健康診断等の実施状況

区 分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	健康管理区分ごとの人数(人)		
			要医療・ 治療中	要観察・ 要精密検査	観察不要
定期健康診断 又は人間ドック	731	732	282	334	116

(4) 公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上及び通勤途上の災害に対して補償を行っています。

ア 公務災害の認定件数

公務災害(件)	通勤災害(件)	計(件)
4	2	6

Ⅷ 公平委員会の状況

公平委員会事務は愛知県に委託しています。

1 不服申立て等の状況

区 分	件数(件)
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0